

## 熊本県農林水産部業務委託検査要領

### (目的)

第1条 この要領は、農林水産部、広域本部農林（水産）部、地域振興局農林（水産）部及び出先機関が発注する工事（建築工事は除く）に係る調査、測量、設計等の業務委託（以下「業務委託」という。）の検査について必要な事項を定め、円滑かつ適正な検査業務を確保するとともに、成果品の品質向上を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「検査員」とは、当該業務委託の監督員以外のもので、施行伺いの決裁権者（以下「検査員任命者」という。）が当該検査を厳正かつ的確に行うことができると認められた者から任命した職員。
- (2)「監督員」とは、熊本県公共事業関係業務委託契約約款（平成25年3月29日告示第338号改正。以下「約款」という。）第9条第1項及び第3項に規定する者で、総括監督員と主任監督員を総称するという。
- (3)「受託者」とは、県と業務委託の実施に関し、契約を締結した者をいう。
- (4)「管理技術者」とは、約款第10条第1項に規定する者をいう。
- (5)「照査技術者」とは、約款第11条第1項に規定する者をいう。
- (6)「担当技術者」とは、第5条に掲げる各事業の共通仕様書に規定する者をいう。

### (検査の種類)

第3条 業務委託の検査（以下「検査」という。）は次の各号のとおりとする。

- (1)「完了検査」は、約款第32条第2項に規定する業務委託の完了を確認するための検査をいう。
- (2)「指定部分完了検査」は、約款第38条第1項に規定する業務の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分の完了を確認するための検査をいう。
- (3)「引渡部分完了検査」は、約款第38条第2項に規定する受託者の承諾を得て引渡しを受ける部分の完了を確認するための検査をいう。
- (4)「既履行部分検査」は、約款第46条第2項に規定する契約解除により既履行部分の引き渡しを受ける必要が有る場合で、業務委託の既履行分を確認する検査をいう。

### (検査員の任命)

第4条 検査員任命者は、原則として係長級以上の者から検査員を任命するものとする。

(検査の対象)

第5条 業務委託の検査の対象は、次の各号に掲げる業務とする。

(1) 農業土木工事

農業農村整備事業「調査・測量・設計業務共通仕様書」に定める地質・土質調査業務、測量業務、設計業務

(2) 森林土木工事

「熊本県森林土木設計等業務共通仕様書」に定める一般調査、解析等調査、測量、設計業務

(3) 水産土木工事

地質・土質調査業務共通仕様書（土木部）に定める地質・土質調査業務、測量業務共通仕様書（土木部）に定める測量業務、設計業務等共通仕様書（土木部）に定める調査業務、計画業務及び設計業務

(検査員の義務)

第6条 検査員は、あらかじめ検査の対象となる当該業務委託の契約図書並びにその他の関係書類等を熟知しておかなければならない。

2 検査員は、厳正かつ公正に検査を行い、合格又は不合格を判定しなければならない。

(検査の時期)

第7条 検査は、受託者からの業務完了通知書（又は業務指定部分完了通知書等）を受領した日から10日以内に行わなければならない。

ただし、検査は契約の属する年度の末日（末日が閉庁日又は休日の場合は前日）までに行うものとする。

(検査の準備)

第8条 監督員は、検査にあたって、受託者に対し、必要な書類及び資料等を整備させるとともに、屋外で行う検査においては、必要な人員及び機材を準備させるものとする。この場合に要する費用は受託者の負担とする。

(検査の立会い)

第9条 検査を実施するときは、監督員、管理技術者を立ち合わせるものとし、必要に応じて照査技術者及び担当技術者等その他必要な技術者を立合わせることができる。

(検査の方法)

第10条 検査員は、業務委託の成果を対象とし、業務委託の契約書及び設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に基づき成果品において適正に履行されているかを、厳正かつ公平に検査を行わなければならない。

2 検査員は、検査にあたり必要と認める時は、受託者に対して、履行状況、関係資料について事実の説明を求めることができる。

3 検査員は、必要に応じて現地調査等を行うこととする。

(検査基準)

第11条 検査員が検査を行うにあたって必要な検査基準は別に定めるところによるものとする。

(修補の指示等)

第12条 検査員は、検査の結果、業務委託の成果品が、業務委託の契約書及び設計図書に適合しないと認める場合は、受託者に対して修補指示書(様式第1号)を作成し、期間を指定して修補を指示するものとする。ただし、修補の内容が軽微な場合は、口頭で行うことができる。

(修補確認の検査)

第13条 受託者から修補完了届(様式第2号)を受領したときは、第9条から第11条までの規定を準用し、速やかに検査を行うものとする。

(検査の中止)

第14条 検査員は、検査の実施に当たり、次の各号のいずれかに該当するときは、検査を中止し、その旨を復命しなければならない。

- (1) 受託者又は管理技術者若しくはその関係者が、検査の実施を妨害したとき。
- (2) 成果品が設計図書と著しく相違しているとき、又は業務内容に重大な欠陥を認めるとき。
- (3) 前2号のほか、検査の実施が困難となったとき。

(成績の評定)

第15条 検査員は、完了検査を行ったときは、別に定めるところにより業務委託の成績評定を行うものとする。

(検査の復命)

第16条 検査員は、検査を終了したときは速やかに検査復命書を作成し、知事に復命するものとする。

(検査結果の通知)

第17条 検査員任命者は、検査員から検査復命があったときは、遅滞なく当該業務の受託者に対して、業務完了認定書(様式3号)を交付するものとする。

附則

1. この要領は、平成25年10月1日から適用する。

(様式第1号)

補修指示書

平成 年 月 日

受託者 様

検査員 職・氏名

検査の結果、下記のとおり処理してください。

業務番号			
業務名			
検査の種類	検査	検査年月日	平成 年 月 日
<u>修正指示事項</u>			
修復期限	平成 年 月 日		
受領	平成 年 月 日	氏名	印
注意	修補完了後速やかに完了届を提出し、再検査を受けること。		

(様式第2号)

補修完了届				
業務番号				
業務名				
検査の種類	検査	検査年月日	平成	年 月 日
<u>補修に対する措置</u>				
修復期限	平成	年	月	日
上記のとおり修補が完了したのでお届けします。				
			平成	年 月 日
検査員	様			
受託者				印

(様式第3号)

平成 年 月 日  
番 号

受託者 様

熊 本 県 知 事

業 務 完 了 認 定 書

下記の業務については、〇〇〇検査に合格したことを認定します。  
記

- 1 業務委託番号
- 2 業務委託名
- 3 履行場所
- 4 業務委託料